

議案第 9 号

調布市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 26 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

令和 3 年 4 月から調布市教職員出退勤システムを利用する教職員の電子出勤簿の運用開始に向け、出勤簿について規定を整備するため、提案するものです。

調布市立学校職員服務規程（昭和63年調布市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

第6条第1項中「学校職員」を「紙出勤簿適用職員（調布市立学校職員出勤簿整理規程（平成27年教育委員会訓令第3号。以下この条において「規程」という。）第2条第5項に規定する紙出勤簿適用職員をいう。以下同じ。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 電子出勤簿適用職員（規程第2条第4項に規定する電子出勤簿適用職員をいう。以下同じ。）は、出勤、退勤及び出張のときは、規程第2条第1項に規定するシステム（以下「システム」という。）により、自ら出勤等の記録に必要な所定の操作を行わなければならない。

第7条中「休暇・職免等処理簿により行わなければならない。」を「電子出勤簿適用職員にあってはシステムへの当該請求等に必要な所定の操作により、紙出勤簿適用職員にあっては紙文書の休暇・職免等処理簿により行わなければならない。」に改める。

第12条中「休暇・職免等処理簿により届け出なければならない。」を「電子出勤簿適用職員にあつてはシステムへの当該届出に必要な所定の操作により，紙出勤簿適用職員にあつては紙文書の休暇・職免等処理簿により届け出なければならない。」に改める。

第12条の2中「あらかじめ休暇・職免等処理簿により届け出なければならない。」を「あらかじめ電子出勤簿適用職員にあつてはシステムへの当該届出に必要な所定の操作により，紙出勤簿適用職員にあつては紙文書の休暇・職免等処理簿により届け出なければならない。」に，「出勤後直ちに休暇・職免等処理簿により届け出なければならない。」を「出勤後直ちに電子出勤簿適用職員にあつてはこの項本文に規定する所定の操作により，紙出勤簿適用職員にあつては紙文書の休暇・職免等処理簿により届け出なければならない。」に改める。

附 則

この訓令は，令和3年4月1日から施行する。

調布市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○調布市立学校職員服務規程 昭和63年6月8日教育委員会訓令第5号</p> <p>第1条～第5条 略 (出勤簿)</p> <p>第6条 <u>紙出勤簿適用職員(調布市立学校職員出勤簿整理規程(平成27年教育委員会訓令第3号。以下この条において「規程」という。)</u>第2条第5項に規定する紙出勤簿適用職員をいう。以下同じ。)<u>は、定刻までに出勤したときは、自ら出勤簿にあらかじめ届け出た印をもって押印しなければならない。</u></p> <p><u>2 電子出勤簿適用職員(規程第2条第4項に規定する電子出勤簿適用職員をいう。以下同じ。)</u>は、出勤、退勤及び出張のときは、規程第2条第1項に規定するシステム(以下「システム」という。)<u>により、自ら出勤等の記録に必要な所定の操作を行わなければならない。</u></p> <p>(年次休暇等の請求等)</p> <p>第7条 次に掲げるものに係る請求等は、<u>電子出勤簿適用職員にあつてはシステムへの当該請求等に必要な所定の操作により、紙出勤簿適用職員にあつては紙文書の休暇・職免等処理簿により行わなければならない。</u></p> <p>(1) 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号)第15条に規定する年次有給休暇、同条例第16条に規定する病欠休暇、同条例第17条に規定する特別休暇、同条例第18条に規定する介護休暇等</p> <p>(2) 調布市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和38年調布市条例第28号。以下「職免条例」という。)第2条に規定する職務に専念する義務の免除の申請(調布市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則(昭和46年調布市教育委員会規則第3号)第3条に規定する職務専念義務免除申請簿・給与減額免除申請書(別記様式)によ</p> | <p>○調布市立学校職員服務規程 昭和63年6月8日教育委員会訓令第5号</p> <p>第1条～第5条 略 (出勤簿)</p> <p>第6条 <u>学校職員</u>は、定刻までに出勤したときは、自ら出勤簿にあらかじめ届け出た印をもって押印しなければならない。</p> <p>(年次休暇等の請求等)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる請求等は、<u>休暇・職免等処理簿により行わなければならない。</u></p> <p>(1) 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号)第15条に規定する年次有給休暇、同条例第16条に規定する病欠休暇、同条例第17条に規定する特別休暇、同条例第18条に規定する介護休暇等</p> <p>(2) 調布市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和38年調布市条例第28号。以下「職免条例」という。)第2条に規定する職務に専念する義務の免除の申請(調布市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則(昭和46年調布市教育委員会規則第3号)第3条に規定する職務専念義務免除申請簿・給与減額免除申請書(別記様式)によ</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>り申請する場合を除く。)</p> <p>第8条～第11条 略</p> <p>(事故欠勤の届)</p> <p>第12条 学校職員は、交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務できないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちに<u>電子出勤簿適用職員にあってはシステムへの当該届出に必要な所定の操作により、紙出勤簿適用職員にあっては紙文書の休暇・職免等処理簿により届け出なければならない。</u></p> <p>(私事欠勤等の届)</p> <p>第12条の2 学校職員は、前条の規定に該当する場合を除き、勤務できないときは、<u>あらかじめ電子出勤簿適用職員にあってはシステムへの当該届出に必要な所定の操作により、紙出勤簿適用職員にあっては紙文書の休暇・職免等処理簿により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちに電子出勤簿適用職員にあってはこの項本文に規定する所定の操作により、紙出勤簿適用職員にあっては紙文書の休暇・職免等処理簿により届け出なければならない。</u></p> <p>第13条～第18条 略</p> <p><u>附 則 (令和3年 月 日教委訓令第 号)</u></p> <p><u>この訓令は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> | <p>り申請する場合を除く。)</p> <p>第8条～第11条 略</p> <p>(事故欠勤の届)</p> <p>第12条 学校職員は、交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務できないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちに<u>休暇・職免等処理簿により届け出なければならない。</u></p> <p>(私事欠勤等の届)</p> <p>第12条の2 学校職員は、前条の規定に該当する場合を除き、勤務できないときは、<u>あらかじめ休暇・職免等処理簿により届け出なければならない。</u>ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができないときは、その旨速やかに連絡し、<u>出勤後直ちに休暇・職免等処理簿により届け出なければならない。</u></p> <p>第13条～第18条 略</p> |